

パブリックコメントに対する意見及び考え方

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
①	いじめを減らすには学校と家庭とPTAや県の機関の連絡体制の確立が欠かせない。	ご意見にあるとおり、いじめの対応には学校と保護者、家庭や地域、関係機関との連携が欠かせません。このことは、基本方針案の第1章「基本的な考え方」や「役割」にも記載しています。 今後、県教育委員会としても研修会等の機会を通じて、連携の重要性について周知していきます。
	学校がいじめを把握するためには、学校内に投書箱などを設置し、情報が生徒から寄せられるようにすることも大切。	基本方針案では、いじめの早期発見のためにアンケートの実施やいじめを訴えやすい体制の整備を行うこととしています。 訴えやすい雰囲気づくりの例として、「コミュニケーションづくりや投書箱等の活用」についても記載します。
	県の機関や第三者が抜き打ちで、生徒からいじめがあるかなど聴取することも必要。	基本方針案では、いじめの積極的な発見のために、学校や学校の設置者は定期的にアンケート調査等を実施し、把握に努めることとしております。 また、学校におけるいじめの実態把握の取り組み状況を点検するように働きかけていきます。
②	いじめ防止には、怖い先生が学校にいないといけな。いないなら警察OBを雇ったり、警備員を配置しても良い。	いじめを恐怖心で押さえ込む方法は適切でないと考えます。いじめの防止のためには、児童生徒の自尊感情や人権感覚を養い、いじめをしない、許さない気持ちを育てていくことが大事だと考えます。
③	いじめの防止対策の一つとして、グループや家族による読み聞かせによる読書が大切。 このことによって、自分の意見を述べたり、他人の意見を聞いたり、教わったりしながら、自分の考え方の違いを理解し、大切なことが学べると思う。	読書の有効性については、基本方針案にも記載しているところです。 いただいた意見を参考にしながら研修会等の機会を通じて、学校現場に読書のあり方、有効な活用の仕方等について伝えていきます。
④	いじめを行った児童生徒に対して、「いじめは絶対に許さない」ということを毅然として伝えることは必要不可欠だと考えるが、それだけでは不十分。 いじめの動機・背景・課題を明らかにし、再発防止のための教育的指導と課題解決への取り組みが不可欠であり、このことも方針に盛り込んでいただきたい。	いじめを行った児童生徒に対しても、再発防止に向けた、きめ細かく丁寧な対応が必要と考えております。 児童生徒が抱える問題などいじめの背景等にも目を向けて、当該児童生徒の健全な人格の発達が保障されるよう教育的配慮を行いながら指導することを、方針に盛り込みます。